

1 適用

この特記仕様書は、「消防学校冷暖房空調設備保守点検業務委託」（以下「業務」という。）について定める。

本特記仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務委託共通仕様書」（別添）及び「建築保全業務共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」による。

2 目的

冷暖房空調設備及びボイラー設備について、機能を維持するため点検整備を実施する。

また、対象機器についてフロン排出抑制法に基づく定期点検を実施する。

3 業務場所

秋田県消防学校

秋田県由利本荘市岩城内道川字築館1-1

4 業務期間

契約日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

（1）設備点検

① 対象設備

別紙「対象機器一覧」のとおりとする。

② 作業内容

「建築保全業務委託共通仕様書 令和5年版（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に基づき、保守点検等を実施すること。

また、異常が発生した場合は、必要に応じて随時保守点検を行うものとする。

（2）フロン排出抑制法の規定による定期点検

① 対象設備

ガスヒートポンプ 1台

・型式 U-GH560T1DF

・定格出力 13.8kw

② 作業内容

フロン排出抑制法に基づく定期点検を実施することとし、点検方法は次のいずれかとする。

・直接法 発泡液法、電子式漏えいガス検知法などによる点検

・間接法 機器の運転状況記録などから漏れの有無を診断

(3) 業務担当者

業務担当者として、1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者を配置すること。

また、フロン排出抑制法に基づく定期点検は、フロン類の性状及び取扱や、機器の構造及び運転方法について十分な知見を有する者として、第一種又は第二種冷媒フロン類取扱技術者が行うこと。

(4) その他

点検の日程については、事前に担当職員と協議の上、実施すること。

6 提出書類

建築保全業務委託共通仕様書及び契約書に定める書類を、契約締結後速やかに提出すること。

7 その他

本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。